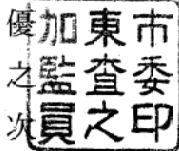




加東市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に基づく措置請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を令和元年9月11日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

令和元年9月11日

加東市監査委員	高橋	優 之 次	
加東市監査委員	小西勝		
加東市監査委員	壺井弘		

< 略 > 様

加東市監査委員 高 橋 優

加東市監査委員 小 西 勝 之

加東市監査委員 壺 井 弘 次

加東市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

令和元年7月17日に收受したみだしの請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、監査の結果を次のとおり通知する。

記

第1 監査の請求

1 請求の提出

令和元年7月17日、地方自治法第242条第1項の規定に基づく加東市職員措置請求書（以下「請求書」という。）が提出された。

2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づく、本件措置請求の要旨は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

平成31年2月21日、加東市議会議員A（議長）、B（議会運営委員会委員長・総務文教常任委員会委員）、C（議会運営委員会副委員長・産業厚生常任委員会委員）と当時の議会事務局長Dの4名は、国土交通省近畿運輸局との懇談のため、公用車（ニッサンセレナ神戸504ち3812集中管理車両）を使用（E社に運行を委託）し、国土交通省近畿運輸局へ旅行（出張）している。

この旅行に関する費用は次のとおりであり、平成30年度及び令和元年度加東市一般会計予算から支出されている。

旅費（日当）1,200円×4名分＝4,800円

有料道路通行料 中国自動車道（ひょうご東条～中国池田 往復）2,580円

阪神高速道（池田本線入口～法円坂 往復）1,640円

議長交際費 近畿運輸局との懇談手土産代として 6,120円

このことに関し、令和元年 6 月 26 日開催の議員全員協議会で問い質したが、納得できる説明ではなく、さらに疑念が生じる回答であった。

議長は、この出張の人選には関わっていない。誰が、どこで人選したのか、判然としない。

総務文教常任委員会の研修の講師派遣依頼のため、議長と議会運営委員会の正副委員長で訪問したということだが、議員研修の講師派遣依頼に議会運営委員会が関わったことは過去においても無い。文書と電話で足りる。議会運営委員会ではそのような話は聞いていない。講師派遣依頼文書も作成されていない。総務文教常任委員会が議会運営委員会の正副委員長を出張させる決定はできない。この時期に派遣依頼しても、年度末でもあり、3 月末までに派遣が実現するとは思えない。講師派遣依頼とは思えない。

「F 社が東条地域から撤退するとの報道を受け東条地域出身の C 議員が同行した。C 議員は前総務文教常任委員会の委員長で、公共交通施策に熱心に取り組んでいるため」とのことだが、このようなことが理由になるはずがない。

加東市議会会議規則（平成 18 年議会規則第 1 号。以下「会議規則」という。）に規定する議員（委員）派遣の要件も満たされておらず手続もされていない。

旅行命令簿の行先は近畿地方整備局だが実際は近畿運輸局であり、目的は講師派遣の依頼なのか、交通政策についての懇談なのかもはっきりしない。

この 3 名の議員が、その役職・所属委員会の所管事項からして、近畿運輸局と懇談する必要性も正当な理由も全くない。

本来の議員派遣であれば通常行われる 3 月定例議会での「諸般の報告」における報告もされていない。旅行の復命書も視察等をした場合の報告書もない。また、委員会における行政視察には議長は同行しないことになっている。

このことから、本件旅行（出張）は公務ではなく、自費で行うべき個人の政務活動であり、旅費等の支出及び公用車の使用は不当である。

よって、加東市長に対し、支給された旅費等及び加東市庁舎から近畿運輸局までの往復のタクシー料金相当額（公用車をタクシー代わりに使用しているため）を、この 4 名に請求し納付させることを求める。

(2) 事実証明書

本件措置請求に係る事実証明書として、次の書面が提出された。

- ア 議会事務局長の旅行命令簿の写し
- イ 3 名の議員の旅行命令簿及び旅行命令明細書の写し
- ウ 加東市議会議長交際費差引簿の写し
- エ 加東市議会議長交際費支出調書の写し

- オ 有料道路通行料の支出負担行為兼支出命令簿の写し
- カ 公用車ニッサンセレナの公用車使用簿の写し
- キ 出張の復命書の公文書不開示決定通知書（公文書の不存在）の写し
- ク 講師派遣依頼文書の公文書不開示決定通知書（公文書の不存在）の写し
- ケ 第 84 回加東市議会定例会（平成 31 年 3 月 1 日）の会議録 抜粋
- コ 令和元年 6 月 26 日開催の議員全員協議会における本件に関する質疑応答を収録した DVD

3 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する所定の要件を具備していると認め、令和元年 7 月 24 日付けで受理した。

第 2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、令和元年 8 月 5 日午後 2 時から請求人の陳述を行った。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

2 執行機関の陳述

あらかじめ事実関係を説明する書面を提出させ、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、議会事務局長、議会事務局次長及び議会事務局係長の出席を求め、令和元年 8 月 5 日午後 2 時 52 分から、執行機関の陳述を行った。

第 3 監査の対象

1 監査対象事項

住民監査請求の対象となる行為は、市職員等が行った特定の財務会計上の行為若しくは怠る事実が、違法又は不当であると認識され、請求人によって、その具体的な理由をもって、市職員等に係る固有の違法性又は不当性を摘示されることが必要とされている。さらに、市に財産上の損害が発生若しくは発生する恐れがあることが明らかであることが必要である。

ここに、請求人の求める旅費等の支出及び公用車の使用については、地方自治法第 242 条第 1 項に定める違法又は不当な公金の支出により、市に損害が生じていると考えられるとする主張が上記の条件を満たすものとし、監査の対象とする。

2 監査対象部局

議会事務局

第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

以下、請求書、事実証明書、請求人の陳述、議会事務局の陳述により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 事実の確認

監査対象事項について、請求人及び監査対象部局から提出された関係書類等の調査、請求人の陳述及び監査対象部局の聞き取り調査の結果、確認した事実は次のとおりである。

(1) 議員派遣に関する法令の規定

ア 地方自治法

第100条第13項 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

イ 会議規則

第129条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(2) 委員派遣に関する法令の規定

ア 会議規則

第74条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(3) 出張の経緯及びその報告

平成30年12月4日開催の総務文教常任委員会において、委員会活動の重点調査項目として公共交通が決定された。また、調査の方法として講師を呼ぶことも可能であれば検討することが了承された。

平成31年2月8日開催の総務文教常任委員会において、B議員からF社から話を聞く機会があれば良いとの提案があったが、協議が整わず、議長から確約はできないが、同提案を一度検討させていただき、その結果をG総務文教常任委員会委員長（以下「委員長」という。）とともに報告させていただくとの考えが示され、議長及び委員長に一任された。

このことを受け、議長の命によりD議会事務局長（以下「議会事務局長」という。）がF社と講師派遣又は視察の交渉を行ったが、同社からはどちらも困難である旨の返答があった。そこで、議会事務局長がF社に代わり近畿運輸局と講師派遣の調整を行うことを、議長及び委員長に確認し、了解を得たうえで議長、委員長、B議員と相手方の都合のつく日を調整し、平成31年2月21日に近畿運輸局に出向くことを決定した。その後、委員長においては同日に組合議会の予定があることが判明したため、議長及び委員長が調整のうえ、委員長に代わり、講演の内容の具体的な話をするに当たり市が現在公共交通施策を推進している地域の議員であるC議員の同行が適切であると、判断された。

平成31年2月12日に議会事務局長及び同月18日に議員に係る出張の日時、場所、目的、派遣者を記載した旅行命令簿をもって議長決裁により派遣を決定している。

平成31年2月21日、午前8時30分に議長、B議員、C議員及び議会事務局長の4名は、E社への運行委託により公用車（ニッサンセレナ神戸504ち3812）を使用し、国土交通省近畿運輸局（大阪府中央区大手間4丁目1番76）へ出張した。近畿運輸局では、同局H及びIと面談し、12時15分に帰庁している。

平成31年3月4日の総務文教常任委員会にて、B議員から、近畿運輸局に赴き話をしてきた内容が口頭で報告されている。さらに、委員長からは、講師依頼については交渉中であり、相手方の返事待ちである旨が報告されている。なお、本件出張については、委員派遣にあたって必要な派遣要求手続や、議員派遣にあっても通常必要と考えられる復命書及び報告書は作成されておらず、3月定例議会における諸般の報告もされていない。

しかし、本件出張については、総務文教常任委員会で、公共交通についての調査研究を行う一環として、その実施方法等が委員長及び議長に一任され、その検討過程の中で、研修会の講師依頼を行う目的で調整されたものである。

2 監査委員の判断

(1) 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができるが、上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定は違法となるというべきである（最高裁昭和58年（行ツ）第149号同63年3月10日第一小法廷判決・裁判集民事153号491頁参照）。

これを本件について照らし合わせてみると、本件出張は、公共交通に関する

調査研究について、総務文教常任委員会での協議や協議の結果に基づく取組結果を踏まえ、委員長及び議長が協議の結果、議長が議員の派遣を決定したものである。公共交通施策に関する調査研究のための講師派遣依頼という本件出張の目的を鑑みると、議長決定を経た議員を派遣するための旅行命令及び議員に随行する議会事務局長に対して発せられた旅行命令が、直ちに裁量権を逸脱、濫用したものであるとまでは言い難い。

(2) 予算執行権を有する普通地方公共団体の長は、議会を指揮監督し、議会の自律的行為を是正する権限を有していないから、議会が行った議員の派遣に関する決定については、これが著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵がある場合でない限り、これを拒むことは許されないものと解される（平成 15 年 1 月 17 日最高裁第二小法廷判決）。

これを本件について照らし合わせてみると、本件出張に関しては議長の決定を経たものであり、議長の決定という形で行われた議員の派遣決定が、著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるとまでいうことはできない。

したがって、市長としては、議長決定の形で行われた、議会としての意思決定を前提として、これに伴う所要の財務会計上の旅費等の支払い措置をとる義務があるというべきである。

第 5 結 論

以上のことから、本件措置請求にかかる旅費等の支出については、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する違法又は不当な公金支出に該当するものとまで言えないと判断し、棄却する。

第 6 監査委員の意見

本件請求に対する監査結果は、上述のとおりであるが、以下の点について意見を述べる。

議会における用務は広範多岐にわたり、公私の特定が困難であることから、その用務が公務に該当するか否かについては、市民に誤解を与えることがないよう厳格に判断されたい。また、本件の派遣の手続は、会議規則を遵守していないのではないかとの疑念や、市民に誤解を与えかねないことになっている。

今後、議会においては、議員派遣及び委員派遣手続の透明性を確保するとともに、会議規則に則った確実な運用を強く求める。さらに、議会事務局においては、旅行命令簿等の書類の作成にあたり行先の記載誤りや、復命書が作成されていないことが判明したため、今後、適切な事務処理を徹底することを要望する。